

みんなで守ろう！京都の海のルール！

「京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例」
施行年月日：平成 26 年 5 月 1 日

遊泳者のみなさんへ

してはいけません！！

(警察官の中止命令に違反した場合は罰せられます)

- ★ 海の中で遊泳者に抱きつく、押さえるなど危険を生じさせる行為

- ★ 海水浴場で、「やす」などの人の体に危険を及ぼすおそれのある器具を、危害を及ぼすような方法で携帯すること



守ってください！

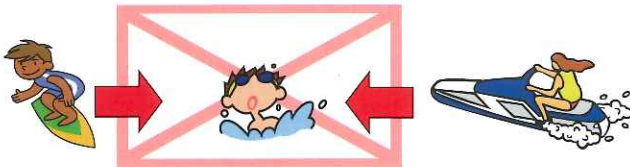
- ★ 海水浴場付近では、遊泳場の外で泳がない
- ★ 危険な気象状況の時は泳がない
- ★ 酒に酔っている場合などは泳がない
- ★ 海水浴場連絡員の指示に従う
- ★ 幼児や泳げない子供を泳がせる場合は、保護者などが付き添う



プレジャーボート^{★注}を操縦する方へ

★注 サーフボード・セイルボード・ゴムボートなども含まれます。

遊泳者などに近づかない！



- ★ 近くに遊泳者などがいたり、漁業施設や工事現場などがある場合は、減速したり、接近しないなどの安全な方法をとらなければなりません。

- ★ 衝突などの危険を生じさせる速度で遊泳者等に近づくなど、危険を生じさせる操縦をしてはいけません。

(違反した場合は罰せられます)

遊泳区域に近づかない！ 入らない！



- ★ 人命救助など一定の理由がない限り、遊泳区域(※注)に入ってはいけません。

(警察官の中止命令に違反した場合は罰せられます)

- ★ 遊泳区域(※注)に近づき、遊泳者に不安を覚えさせるような操縦をしてはいけません。

※注 知事が標識で指定した遊泳場

(標識をみだりに移動したり損壊した場合は罰せられます)

守ってください！

- ★ 酒に酔っているなど、正常な操縦ができないおそれがある場合は操縦しない



- ★ 気象状況などを確認する



- ★ 狭い水路や民家の近くでは速度を落として操縦する(事故を防止し、静穏を保持するために必要と認められる速度で)

- ★ ウェイクボードなどに人を乗せてけん引する場合は、けん引される人に救命胴衣やヘルメットを着用させ、見張をする人をつける



事故→すぐ救護・通報！

- ★ 水難事故の発生を知った場合は、速やかに警察官等(※注)に通報しなければなりません。

※注 警察、海上保安官、消防吏員

- ★ 人を死傷させたり、物を損壊させる水難事故を起こしたときは、直ちにけが人を救護するなど必要な措置をとらなければなりません。

(違反した場合は罰せられます)

